

各都道府県衛生主幹部（局） 御中

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応について

新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援については、令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を令和 6 年度に繰越し、令和 7 年 2 月 10 日を医療機関等から審査支払機関への請求期限としてご対応いただいているところです。

しかしながら、今年度内に発生した避け難い事故により、医療機関等において期限内に請求を完了することが困難であると整理可能な場合（注）については、別添 1「事故繰越しを必要とする理由書（記載例）」を参考に、財務局と速やかに令和 7 年度への繰越し（事故繰越し）の協議を行っていただくようお願いいたします。

なお、事故繰越し手続にあたっては、各都道府県において、別添 2 の調査様式を活用し、繰越が必要な金額及びその理由等について都道府県内の医療機関・薬局への調査を行い、その報告に基づき、令和 7 年 2 月 10 日に請求できず、令和 7 年 3 月 31 日までに請求を行う予定の金額を、都道府県において年度内に支出ができない金額として、申請いただくようお願いいたします。

（注）事故事由の例：新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後もなお継続して発生している新型コロナウイルス感染症の他、1 週間患者数が過去最多となった季節性インフルエンザの大流行による患者対応などが重なったことにより、医療機関等の事務に多大な負担が生じた結果、コロナ公費分の請求を令和 7 年 2 月 10 日の請求期限までに完了できず、令和 6 年度内に交付を完了できない医療機関等が発生した。

（添付資料）別添 1 事故繰越しを必要とする理由書

別添 2 各医療機関等宛て調査様式

（参考）「繰越しガイドブック（令和 6 年 6 月）」（財務省 HP）

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook.html>

【照会先】

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当）

メール：ncov-koufukin@mhlw.go.jp